

## 福山港国際コンテナターミナルにおける電気料金の誤請求について

### 1 要旨

福山港国際コンテナターミナル(以下「コンテナターミナル」という。)に設置している冷凍・冷蔵貨物用コンテナ用のコンセント(以下「リーファーコンセント」という。)に係る電気料金について、コンテナターミナルの指定管理者である(株)ひろしま港湾管理センター(以下「センター」という。)が、リーファーコンセントの利用者2社に対して誤って過少に請求していたことが判明した。

誤請求期間	平成18年4月から平成31年1月検針分 (平成18年3月から平成30年12月利用分)
請求漏れ額	約6,000万円(2社分合計) ※ リーファーコンセントは平成17年3月から供用しているが、平成18年3月検針分(平成18年2月利用分)までのデータは、保存年限の経過により廃棄されており、誤請求の事実が確定できない。
誤請求の原因	各リーファーコンセントにそれぞれ設置した電気量検針メーター(以下「副メーター」という。)の読取值からの算定を誤り、過小に電気料金を請求していた。 (電気量はメーターの読取值に一定の倍率を乗じて算定する機種であったが、誤って乗じないままの値で算定)

### 2 経緯

時期	内容
H31.1.13	センターがリーファーコンセントの副メーターを有効期限切れのため更新(読取值の倍率が120倍の機種から10倍の機種へと更新)
H31.2.1	センターが行った2月の検針時に、計測した数値が1月から急激に増加した(倍率の小さい機種に更新されたことに伴い読取值が増加)ため、調査の結果、これまで倍率を乗じていなかったことが判明
H31.2.5	センターから県(港湾振興課)へ報告
H31.2月	県において対応策の検討(経緯の事実確認、請求済額・本来請求額の算出、メーターの作動環境に係る製作会社による点検作業、債権の法的整理等)
H31.3月～	県とセンターでリーファーコンセントの利用者2社に対して説明・交渉

### 3 今後の対応方針等

- (1) 県がリーファーコンセントの利用者2社に対して、請求漏れ分の請求手続きを行う。
- (2) 今年度の4月検針分(3月利用分)以降の料金については、正当な額で請求を行っている。

### 4 再発防止策

再発防止に向け、次の対策を中心にあらゆる方策を講じていく。

- (1) センターは副メーターの設置箇所・倍率の有無等を整理した管理台帳を作成する。(コンテナターミナルのリーファーコンセントの副メーター用管理台帳については5月末に作成済み。リーファーコンセント以外の施設の副メーターについては、令和元年度末までに作成予定。)
- (2) センターが利用者に送付する電気料金の明細書に副メーターごとの算定過程を記載することで、利用者自身のチェックもできるようにする。(平成31年2月検針分から実施済み。)
- (3) 県においても定期的に、センターの検針・算定・請求の事務が適切に行われているか、必要に応じて現地への臨場も含めた確認を徹底する。(コンテナターミナル全体の電気使用量・料金と各施設の副メーターの合計値を確認。)

## 5 参考

### ■コンテナターミナルにおける現在の電気料金支払の事務フロー

